

平成 26 年度 社会福祉法人山都町社会福祉協議会 事業計画書

1. 基本方針

近年、生活困窮者が増加する中で、早期にその支援を行い自立の促進を図ることが重要な課題となっている。山都町においても多くの相談が社協によせられるなか、生活困窮者自立支援法案および生活保護法の一部を改正する法律案が第 185 回国会に提出され平成 25 年 12 月 6 日に成立し、生活困窮者自立支援法については、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。その概要については、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給そのほかの支援を行うための所要の措置を講ずるとなっている。前年度策定された地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性である「社協・生活支援活動強化方針」の制度化にあたるものとする。

平成 26 年度は、平成 22 年度から 5 か年間の地域福祉活動計画の最終年度となり、更に平成 27 年度から 5 か年間の第 2 次地域福祉活動計画を策定しなければならない。この計画の柱となるものは、地域における支え合い活動の充実は当然のことながら東日本大震災や県北豪雨災害を契機とする災害ボランティアセンター設置に伴う町の地域防災計画における明確な位置づけである。また、平成 27 年度から施行される改正介護保険法で訪問介護・通所介護利用から外れる要支援者へのサービス提供体制整備及び社会福祉法人新会計基準移行等々、山都町社協事業展開における過渡期ととらえ、綿密且つ総合的な計画立案が必要となってくる。

年々、過疎化、少子高齢化が進行する山都町において、実情に応じた地域福祉事業を展開し、福祉のまちづくりに資することを基本方針とする。

2. 重点事項

- (1) 地域支え合い活動（共助体制）充実の支援
- (2) 事務局機構、各支部体制事業実施の整備並びに人事配置の検討
- (3) 総合相談、就労支援、援護機能の充実・強化
- (4) 在宅福祉サービス事業の見直しと適正な経営
- (5) 行政及び関係諸機関との連携強化

3. 事業・施策の体制

- (1) 社協組織・活動体制の充実・強化（別添 組織図参考）

理事会・評議員会の充実及び、事務局・職員体制の整備はもとより、法人運営部門、地域福祉推進部門、在宅福祉サービス事業部門及び各種受託事業部門と3支部体制の確保、整理も求められる。次年度以降も見据えた内容整備を以下の通り実施していく。

- ①理事・監事、評議員研修の実施
- ②職員処遇、育成、人事配置の見直しと検討
- ③社会福祉法人新会計基準（拠点別）への移行処理
- ④社協運営者会議と幹部職員会議の月例開催
- ⑤会計不祥事防止策としての内部牽制体制と外部監査の実施

- (2) 経営基盤強化のための財源確保

安定した社協活動が行っていけるように、一般会費・特別会費や寄付金、共同募金等、住民への周知と協力を求めている。法人運営部門、地域福祉推進部門に対する町補助金については、前年度より増額となったが、不足額については引き続き各居宅介護事業の収支差益で補填しなければならない。各事業の経営改善を図り法人全体として吸収できる経営体制を構築していく。

- ①全戸会員制度の周知、理解、使途明確化と加入促進
- ②特別会員の加入促進と使途の明確化
- ③寄付金使途の明確化と効果的運用
- ④赤い羽根共同募金運動充実と地域配分金使途の明確化
及び平成27年度中の熊本県共同募金会山都町分会から
山都町共同募金委員会への移行準備
- ⑤介護保険事業の効率的経営
- ⑥各種事業の効率化と経費節減
- ⑦各種団体への活動助成金交付額の見直しと支援策の研究
究

(3) 住民組織意識啓発並びに活動支援

町内30地区社協（矢部15地区・清和6地区・蘇陽9地区）の活動支援と相互の情報交換、事業推進のため地区社協長等連絡会を設けている。基本方針でも示したとおり、地区別住民懇談会でご意見いただきながら第2次地域福祉活動計画を策定し、関係福祉団体も含めた協働活動へと結ぶ。

- ①30地区社協長等の先進地視察研修及び情報交換会の実施

- ②地区別住民懇談会の実施（全 30 地区）
- ③懇談会をとおして、地域の新たな生活課題の把握と解決のための支援（地域福祉活動計画への反映）
- ④福祉委員研修会の実施と意識向上
- ⑤民生・児童委員協議会等関係機関との協働活動
- ⑥地区社協、福祉団体等に対する支援と助成と協働
- ⑦第 2 次地域福祉活動計画策定委員会及び年次検証の実施

（4）ボランティア活動の推進

近年、国内外において大規模な自然災害が発生している。災害ボランティアセンター設置について、管内 5 町社協で相互応援協定を締結しており、昨年益城町で実施された設置訓練に参加してきたところである。本年度は町の地域防災計画の中に位置づけて頂き、災害時の対応に備えると共に、設置訓練につなげていく。また、社協のボランティアセンター機能を充実させるため、山都町ボランティア連絡協議会と連携を図り、住民参加の理解を求めていく。

- ①新たな担い手の育成支援
- ②ボランティア講習会の実施
- ③ボランティア連絡協議会「ゆいの会」との協働活動並びに加入促進
- ④児童・生徒のボランティア体験学習の受け入れ
- ⑤ボランティア協力校委嘱事業の実施
- ⑥町の地域防災計画への参画
- ⑦災害ボランティアセンター設置訓練への参加及び視察研修の実施

- ⑧県社協ボランティアセンター並びに日赤熊本県支部との連携
- ⑨ボランティア活動の意識啓発活動（全国・県ボランティアフェスティバルへの参加）
- ⑩平成28年度第10回火の国ボランティアフェスティバル in 上益城開催に向けての準備
- ⑪改正介護保険法への対応の研究

（5）高齢者福祉の推進

基本方針で述べたとおり、介護保険法の改正により平成27年度から現在の要支援者への介護サービスが地域支援事業へ移行することとなる。町の地域支援事業のメニューがどのようなものになるか注視しながらその受け皿として事業を受託していく。一方で、通所介護、訪問介護の予防事業所は廃止することとなり、法人経営への影響も考えておかねばならない。いずれにしても、当町の高齢化率は、県下自治体の中でもトップに位置し、最も重要なことは高齢であっても自立した生活が維持していけるように支援していくことであり、以下のとおり取り組んでいく。

- ①各種高齢者入居施設の受託経営
- ②二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ③生きがいデイサービス事業の実施（独自事業）
- ④「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力（ふれあいサロン等）
- ⑤シルバー人材センター事業への支援・協力
- ⑥町老人クラブ連合会活動支援と協働活動
- ⑦シルバーヘルパー養成事業への協力
- ⑧ふれあい弁等配布事業の実施

⑨食の宅配サービス（安否確認）、外出支援サービス等地域支援事業等の受託実施

（6）障がい者福祉の推進

昨年4月から施行された「障害者総合支援法」であるが、1年が経過し、就労の機会や社会参加の機会など、着実に障害者福祉の充実に向けての取り組みが進められてきた。一方で、昨年6月障害者差別解消法が公布されるなど、ノーマライゼーションの理念の実現に向け、健常者との相互理解が推進されていかなければならない。様々な障がいを持つ方が地域で生きがいを持って生活していけるように支援を行っていく。

- ①各種障がい者施設、NPO法人、ボランティア団体、当事者団体との連携、活動支援と助成
- ②相談・援助事業の実施（日常生活自立支援事業等）
- ③居宅介護サービス（訪問介護）事業の実施
- ④移送（外出支援サービス）事業の受託実施
- ⑤管内障がい児（者）「地域のつどい」やスポーツ大会への参加協力
- ⑥障がい者雇用の促進

（7）児童福祉の推進

町から受託している、へき地保育所事業については、単年度契約が昭和48年から始まり41年目となる。社協で雇用している保育士も6人となり、御所、小峰の2園、子育て支援センター、へき地書記としてそれぞれ配置した。また、公立保育所の統廃合について、へき地保育所2園については

存続することとなるが、5人を割った場合は、その年度を持って閉所となる。本年度もボランティア協力校等を通じて、福祉教育の啓発を推進していく。

- ①子育て支援事業（子どもデイサービス）の3支部実施及び学童保育との協働
- ②へき地保育所事業の受託経営
- ③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場、ファミリーサポートセンター）の受託経営
- ④世代間交流事業（伝承事業）等の実施
- ⑤ボランティア体験学習の受入れ
- ⑥ボランティア協力校の委嘱
- ⑦清和地区保、小、中連携協議会への参画

(8) 在宅福祉サービス事業の充実

先にも述べたが、介護給付費の増大に伴い、要支援者に対するサービス低下が懸念される。当社協の持つ総合性を発揮し、地区社協やボランティア、また、様々な事業者と協力して新たなサービスの研究が必要となってくる。介護保険事業について、民間事業者との競合は法人の本意ではないが、利用者から選ばれる事業者として、職員の資質向上に努めていく。

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③訪問介護（予防訪問介護）事業所の経営
- ④通所介護2事業所（予防通所介護2事業所）の経営

- ⑤障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑥食の宅配サービス（安否確認）、外出支援サービス等、地域支援事業の受託
- ⑦二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ⑧生きがい対応型デイサービス事業の実施（独自事業）
- ⑨小規模多機能ホーム「よろずやさん」の経営（独自事業）
- ⑩在宅介護者交流事業の実施
- ⑪福祉機器貸与事業の実施
- ⑫住民ニーズに応じた新たな在宅サービスの研究

（9）広報・啓発・人材育成事業

社協が担う事業活動の周知、住民の意識啓発の高揚に努めていく。また、様々な福祉人材育成事業にも取り組み、積極的に地域に出向き、会員の賛同と理解を求めていく。

- ①社協機関紙「かたくり」の定期発行
- ②社協福祉まつりやフォーラム等各種イベントの開催
- ③日赤山都町分区としての活動の周知
- ④介護職員初任者研修事業者（旧 2 級ヘルパー講座）の県指定
- ⑤認知症サポーター養成講座の実施
- ⑥シルバーヘルパー養成研修事業への参画
- ⑦実習生・福祉体験学習の受け入れ
- ⑧諸視察・研修の受け入れ
- ⑨地区別住民懇談会や各種会議等での周知・啓発
- ⑩町広報紙「やまと」へ社協への寄付者名の掲載

⑪山都町社会福祉協議会ホームページの開設

(10) 相談・援護事業

基本方針でも述べた「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、相談・支援体制を強化し、あらゆる生活課題への対応を推進していく。第2のセーフティネットとして従来からある生活福祉資金貸付制度や困窮者援護事業を活用し、また、行政や各種関係団体とのネットワークを構築し、生活困窮者や判断能力が低下した方への支援を以下のとおり実施していく。

①福祉・法律相談所の月例開設

②日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施

③生活福祉資金貸付事業の周知と適正活用

④生活困窮者援護事業の実施

⑤預かりサービス事業の実施

⑥地域福祉総合相談室の設置及び地域包括支援センターとの連携

⑦ハローワーク上益城と連携した就労支援の相談対応